

令和5年第4回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年2月16日(木)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫  
同 委 員 岡 田 行 雄  
同 委 員 坂 口 節 子  
同 委 員 中 田 尚 代  
同 委 員 仲 山 英 之

議 題

1 議案

- (1) 議案第7号 令和4年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について
- (2) 議案第8号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

2 請願・陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 令和5年第一回練馬区議会定例会提出議案について
- ② 教育・保育施設における送迎バス等安全対策支援事業について
- ③ 令和5年度学校関係工事計画(案)について
- ④ 令和3年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について
- ⑤ 令和5年度図書館特別館内整理期間について
- ⑥ 子育て支援サービスの充実について
- ⑦ その他

開 会 午前 10時00分  
閉 会 午前 11時32分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

教育振興部教育総務課長

同 教育施策課長

同 学務課長

同 学校施設課長

同 保健給食課長

同 教育指導課長

同 副参事

同 学校教育支援センター所長

同 光が丘図書館長

こども家庭部長

こども家庭部子育て支援課長

同 こども施策企画課長

同 保育課長

同 保育計画調整課長

同 青少年課長

同 子ども家庭支援センター所長

三 浦 康 彰

櫻 井 和 之

枝 村 聡

杉 山 賢 司

柴 宮 深

唐 澤 貞 信

山 本 浩 司

風 間 浩 也

小 野 弥 生

山 崎 直 子

小 暮 文 夫

山 根 由美子

佐 藤 重 康

清 水 輝 一

吉 川 圭 一

石 原 清 年

橋 本 健 太

教育長

それではただいまから、令和5年第4回教育委員会定例会を開催する。  
本日は、傍聴の方が二人お見えになっておられる。  
また、本日、教育振興部長と、それから保健給食課長については、他の公務が重なっているため、途中退席させていただく。  
それでは案件に沿って進めさせていただく。  
本日は、議案2件、請願・陳情2件、協議2件、報告6件である。

- (1) 議案第7号 令和4年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について

教育長

初めに議案である。議案第7号、令和4年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について。  
それでは、この議案について説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの議案については、昨年の夏から着手して、12月に各委員の評価をいただいた後、ただいま説明があった学識経験者2名、それから保護者代表の方1名の計3名の方に評価をお願いしたところである。  
本日の議案について、何かご質問等があればお願いする。  
仲山委員。

仲山委員

67ページの「項目2 教員のICT活用能力の向上」で、「ベテラン教員や不得意な教員に対し活用の為の初期研修の場に参加しやすい環境作りを設けて」とあるが、初期研修の場に参加しやすい環境とは、どのようにつくればよろしいのだろうか。どうして参加しづらさを踏まえて、では、どういう環境を設定すればよろしいのかということで、現時点におけるお考えがあれば教えてほしい。

教育施策課長

この方がおっしゃっている、参加しやすい環境について、捉え方はいろいろあるかと思う。それぞれの先生方が自発的に参加するということや、時間や場所の制約がなく、例えば動画等を都合のいいときに見てもらって参加する研修、といった意味では参加しやすいものがあるかなと思っている。

私どもの方向性としては、いわゆる操作のための研修等は動画やマニュアル等で準備をしている。そして各学校でICTの利活用の推進リーダーなる先生方を選ん

でいただいて、その先生方が身につけたものを校内で還元、検証を行ってもらった取組を行っている。

一方、やはり年齢であったり属性であったりで不得手という方も当然いらっしゃるので、今年度は上級者編をやって、来年度は逆に一步戻って初級者編、そういった減り張りをつけた研修を構築していきたいと考えている。

教育長

ほかに。どうぞ。

仲山委員

関連なのだけれども、その次の行に、「タブレット端末の取扱いが得意な教員の意見又は活用法を積極的に取り入れる教育委員会としての柔軟性も保持してもらいたい」とある。これはどう受け取ったらいいのか。現在このことに関して教育委員会は柔軟性を持っているが、その状態を保持してほしい、といった意味で捉えればよろしいのだろうか。

教育施策課長

例えば、各学校から、非常に使いやすい、教えやすいアプリがあって、授業で使いたいのでタブレットに導入できるようにしたいという申請を受けたら、一定の判断をした上で使えるような環境にしている。そういった意味では柔軟性という点につながっているかと思う。

また、システム全体を構築したり、修正したり、場合によっては機器を大幅に機能アップしなければいけないという点についても、やはりご意見、ご要望はあるが、こういった点は毎年多額の費用をかけてというのはなかなか難しいため、機器更新やシステム更新といったときに、現場の意見、活用法を積極的に取り入れながら、柔軟性を持って検討していきたい。そういった現状と将来に向けてということで捉えさせていただいている。

教育長

ほかにないか。岡田委員。

岡田委員

66ページの「項目8 ICTを活用した教育活動の推進」に「修理の申請を学校にしてから数か月もの間、タブレット端末が手元に無い状態が生起しているのが実情である」とある。こちら辺の現状について少し教えていただきたい。

教育施策課長

こちらに記載があるとおり、子供たちにスピーディーに環境を提供できなかったという点は、誠に申し訳なく、反省しなければと思っている。

現状についてだが、1つは、故障した通信機器を、中国の工場ですべて直して送り返して

もらってというスキームがあるが、一時期、新型コロナウイルスの影響で上海等中国の工場が全てロックダウンされて、そのスキームに非常に時間がかかった。それを言い訳には決してできないのだけれども、こういった点が悪い影響を与えてしまった。

あとは、学校のほうとメンテナンスをするほうの連絡ミス等で、修理依頼そのものがこちらに届くのが遅れてしまった。そういった実情が実際にあったということ把握している。いずれにしてもそういったことがないようにというのは当然のことである。

また、子供たちが使う中で、通信機器そのものが壊れてしまうことは起こり得るものだが、想定より故障率が高いというところもあり、予備のストックを増やすための購入経費等を準備して、そのストック分を増やすということも現在進めている。真摯に反省させていただきながら改善につなげていきたいと考えている。

岡田委員

今のお話を伺って少し安心した。子供たちが使うので壊れたりするのは、日頃考えられることかと思った。予備をストックし、子供たちに貸し出すという対応はとてもいいかと思うので、十分なストックができて、学習に支障のないようにしていただければと思った。

教育長

ほかにないか。中田委員。

中田委員

65ページの最後に新型コロナウイルス感染症対策に係る取組で、とてもいいことを言われていると思った。支援者支援が大事な観点ということで、やはり子供のことを考えると、それを取り巻いているご家族であったり、学校関係であったり、地域の方々を支援することによって、さらに子供たちの支援につながっていく。子供を守るためにいる周りの方たちのストレスがないようにしていくことが大事かと思った。

教育長

坂口委員。

坂口委員

私は今の65ページの子育て分野の評価に対して、この先生は非常に福祉の専門家らしいコメントをされているなと思った。先ほどの支援者支援という視点も、教育の分野にはあまりなく、福祉的なケアの視点だと思った。今回、64ページのほうの分析も分かりやすく、先生らしい、人権とか道徳とかそういうことの考えも含めた捉え方をしてくださっているなと思って読ませていただいた。

先ほど、岡田委員がおっしゃった数か月もの間、タブレットが手元にはない子供がいたというのは私も気になった。子供に高価なものを持たせるための様々な約束事があるかと思うが、現場では子供も先生も初めてだったので、今回の経験が今後活かさ

れていければと思う。

そういうことで、それぞれの先生方の評価を受け入れたいと思う。

教育長

皆さん、ご意見は出たか。ほかに。

仲山委員。

仲山委員

68ページの子育て分野の「項目1 ねりっこクラブの拡大」に「学校応援団事業との棲み分けについては、教育委員会としての方向性の提示を再度要望する」とあるが、ここはどういうことか。

子育て支援課長

ねりっこになるまでは、学校応援団のひろばという形でひろば事業を運営してもらっていたが、ねりっこになると、そのひろばがねりっこクラブひろばという形になり、学校応援団ではなく、事業者が運営するひろばに変わる。

そうすると、これまでも学校に対していろいろな支援をしてくださっていた学校応援団の活動の中から、そのひろばの部分が抜けてくる。学校応援団としては、ひろばの活動は大きい割合を占めているので、今後どう活動していくべきなのかとか、何をしていたら学校応援団として充実した子供たちの支援ができるのかといったことを、それぞれの学校ごとに考えていただいているが、そこについての方向性を教育委員会としても何か示してもらえたらありがたいといったご意見をいただいているので、それを指していると思われる。

仲山委員

その方向性を提示する方向に今あるのか。

子育て支援課長

その学校応援団の事業の中にも、例えば、校庭開放であったり、図書開放であったり、そういった開放事業や応援団まつり等様々ある。ただそれは、その65校の小学校の中で、それぞれの地域性があったり、学校の活動の中で何を担っていくのかといったところが、一概にはできない部分がある。

なので、そこをそれぞれの学校応援団の考え方、学校の運営との中でもいい形、学校応援団の方たちの活動がさらに充実するような、あるいは継続していくような形というのを、大きな方針はあるものの、それぞれの学校に合った形で、こちらもアドバイスや支援をさせていただいている。方向性としてはお示ししているが、個別に寄り添った形での支援をお望みというところはあるのかと考えている。

教育長

よろしいか。

それでは、議案第7号についてはここでまとめたいと思う。  
議案第7号について、決定でよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第7号は決定とさせていただきます。  
なお、この議案の決定をもって、本日の案件表にもあるが、協議案件（2）については終了とさせていただきます。

(2) 議案第8号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

教育長

次に、議案第8号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見についてである。

この議案については、教育長である私に直接利害関係がある案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私はこの議事に参与することができない。したがって、私は一旦退席をさせていただいて、この議案に関する進行は、教育長職務代理者である岡田委員に願います。

岡田委員

それでは、議案第8号の審議の進行を務めさせていただきます。  
では、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

岡田委員

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願いします。  
仲山委員。

仲山委員

これに関してはやはり専門家の方の意見を尊重すべきだと思うので、このとおりでよろしいかなと思うが、「練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審議会において」とあるが、この審議会というのはどういう方がやられているのか。

教育総務課長

審議会であるが、定員が10名になっていて、学識経験者等、それぞれの分野に精

通した方が入っている。少し具体的に言うと、大学の教授であったり、町会連合会会長であったり、元民生委員推薦会委員長といった方々である。

岡田委員

ほかにご意見等あったら願います。

中田委員

私もこの改定内容のとおりでいいかと思う。

坂口委員

私も同様である。

岡田委員

それでは、ここでまとめたいと思うが、議案第8号については、決定でよろしいか。

委員一同

はい。

岡田委員

では、決定ということにさせていただきます。

(2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕

教育長

それでは、次に、請願・陳情案件である。

(2)の令和4年請願第1号、感染対策としての「黙食」中止を求める請願について、本日資料が提出されている。資料の説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

以前に資料要求があった件、それから現在の状況について説明した。ご質問等があれば願います。仲山委員。

仲山委員

今の説明を踏まえてもう一度考え直すと、2ページの令和4年12月14日時点では、練馬区からは引き続き食事の会話は控えさせるということで、黙食はそのままということだと思うけれども、私はこの時点でのこの判断は正しかったかと思う。感染者数が増加しているときであり、変異株に置き換わっているかもしれないとい



う情報もあったわけだから、それでよろしいかなと思う。

ただ、既にそれから2か月が経っている。私も少し、黙食をやめた区の状況がどうなっているか調べられる範囲で調べてみたが、例えば世田谷区の場合は練馬区と同様な推移になっているので、黙食をやめたということが特に感染者増にはつながっていないと思い、それは参考にすべきデータかと思う。

そうはいつでも、今日の資料の最後のページにもあるが、会話の際はマスクを着用するとか、変異株の置き換わりにはやはり注意すべきだということもあるので、いずれ黙食はしなくてもいいかと思うが、今、この2月、3月というのは、子供たちにしてみると、進路を決めなくてはいけない大事な時期で、そういう子供たちや親御さんにとっては、ここで急に黙食を解除と言われると、余計な不安に気を遣わなければならない。適切な時期を見て解除するのはいいかと思うが、今はあまり適切な時期ではないかなと思う。

それから、1ページの「1 請願要旨」の1番と2番について、新型コロナウイルス感染者の重症化率・致死率が既にインフルエンザより低くなっていることを教育機関、それから家庭に周知してほしいとあるが、実はこのデータを見てみると、確かに数値の上では低くなっているが、ただし書があり、これは異なる集計の仕方をしているので、比較には留意するように、と書かれている。要は、単純に比較してしまっただけで数値が低いからというようなことで結論が出せないというデータである。

なので、このインフルエンザより低くなっているということを区がそのまま周知してしまうと、余計な誤解を招くので、ここはやはり出さないほうが適切かと思う。

教育長

ほかにご質問等あるか。岡田委員。

岡田委員

私もいろいろとデータを調べたりした。ここでの議論の前提として、東京都の各区市の黙食に対する見解がそれぞれ違っているのを疑問に思いながら調べたところ、1つのデータとして、医療機関で陽性が判明した陽性者数を見ると、区市によって大分異なることが分かった。

ということは、ほかの区が黙食をやっているから黙食をやるとか、やらないから黙食をやめるということではなく、やはり練馬区独自の判断をするべきというのが、大前提として感じた。

それで、今、仲山委員からいろいろなお話があったけれども、私も結論として、早急な対策というのは学校としては非常に厳しいと思う。というのも、学校のことを考えると、1クラスの中で非常に密なクラスもあれば、子供の人数がかなり緩やかな学級もあったりするし、そういう中で校長先生方は非常に苦労されて、今対応しているのではないかと思う。

ただ少し気になるのが、先ほどご説明いただいた東京都のモニタリング会議の5ページのところに、報告に表れない感染者が多数潜在しているというところである。子供の健康安全が第一だと思うので、慎重の上にも慎重を期して、そこら辺を区として

どういふふうに判断するか、それがすごく大事かなと思う。

教育長

ほかにいかがか。坂口委員。

坂口委員

子供たちが会話もなしに給食を食べなければいけなくなって、もう2、3年目になるかと思う。このことについて私は非常に胸が痛む。いずれは、多分、もういいよとなる時期があるだろうと思うので、今ここで、練馬区全体で黙食を求めないというふうな形で出すものではないと思う。私の希望的観測で、黙食はいいことではないと思っているし、いずれなくなっていくから、もう少し様子を見たい。不安なご家庭もあるということ踏まえると、まだあったほうが良いと思う。

教育長

どうぞ、中田委員。

中田委員

保護者の気持ちとしては、黙食に反対の気持ちはすごく分かる。でも、学校がずっと休校だったときや給食も食べずに帰ってきたときもあって、今やっと給食が食べられる現状にあるということに感謝しつつ、今の状態も決して悪いものではないということも感じていただきたいと思う。小学校、中学校9年間の中で、本当に3年間、この状態を受けている子供たちがやっとここまで、学校の行事とかが始まっているときなので、もうしばらく待って、こういうのがいつかなくなることを信じていただけたらいいと思う。

教育長

本日は資料のご要望があったのでご説明させていただいたが、今、各委員から様々なご意見をいただいたところである。先ほど仲山委員もおっしゃったように、練馬区で中学校の受験をされるお子さんが4分の1ぐらいいらっしゃる。また、今月の月末になると高等学校の受験の時期でもある。子供たちに黙って食べるということを強いてきたことについては、申し訳ないという気持ちはあるが、ただ、時期がということはあるかと思う。

仲山委員

先ほど少し言い忘れてしまったのだが、これから卒業式ではマスクを着用しなくても良いという通知が国から出ると思う。卒業式のとき、心配な人はマスクをすることで気持ちは落ち着くと思うが、給食のときはそういうわけにもいかない。やはり隣で会話をしているのが気になる子供たちもいると思う。卒業式と給食のときは別に考えたほうが良いと思った。

教育長

既に今週、国と東京都教育委員会から、卒業式に限定したマスクの着用について通知が来ていて、早急に学校にお知らせをする必要があるかと思っている。

時々刻々と状況が変わりつつあるため、本日の審議については、ここまでとし、今後の進展を見ながらということで次回以降に継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、本日、この請願については継続とさせていただきます。

もう一つ陳情があるが、これについては事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、この陳情については、本日、継続としたいと思う。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

それでは次に、協議案件である。協議案件についても2つあるが、先ほど点検・評価については決定していただいたので、次回以降、協議案件から外れる。

その他のもう一つの案件1件については、本日のところ継続として、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告
  - ① 令和5年第一回練馬区議会定例会提出議案について

教育長

次に、報告事項である。本日の報告は6件である。

それでは、報告の①番について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

報告の①番について、いかがか。よろしいか。  
それでは、報告の①番は終了する。

② 教育・保育施設における送迎バス等安全対策支援事業について

教育長

次に報告の②番をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

本件については、13日の月曜日に予算が提出され、その日のうちに議決されている。早急な支出が必要ということで、そのようになっている。  
ただいまの件について、ご質問等があったらお願いします。どうぞ、岡田委員。

岡田委員

「2 補助対象および内容」の表の「(2) その他事故防止のための安全装置等の設置」というのは、具体的にはどういうことか。

学務課長

幼稚園や保育園などの園内外の安全対策ということで、例えば、その施設から飛び出しを防ぐために安全錠を設置するとか、施設内の死角があるところについて、安全カメラを設置するとか、あとは、例えば、緊急時の対応のためにAEDを設置するとか、そういった施設内外で起こる事故防止のために資するものについて、各園の状況において設置をしていただく。

岡田委員

そうすると、その申告というのは、園ごとに、こういうものが必要だから買いたいということで対応していくのか。

学務課長

こちらの項目については、東京都のほうからも、これに限定する内容のものは示されていないので、各園や施設の状況で、どういう対策が必要かをご検討いただき、区に申請を上げていただく流れになっている。

教育長

ほかにないか。  
それでは、報告の②番を終わる。

③ 令和5年度学校関係工事計画（案）について

教育長

次に、報告の③番の説明をお願いします。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの件について、ご質問等があったらお願いします。よろしいか。では、報告の③番を終了する。

④ 令和3年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について

教育長

報告の④番をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ご質問等があればお願いします。坂口委員。

坂口委員

資料の「5 練馬区調査結果」の数字を見ると、件数は非常に少ないと思った。以前に、確か子供たちの暴力行為等についての集計があったと思う。そのとき、教師に対する暴力というのが、たしかかなりの件数あった。子供はついやってしまうが、教師が暴れている子供たちをどうやって抑えていらっしゃるのか、本当に件数の少なさに驚いた。今、体罰については厳しい世間の目があるので、大人としての節度は整っていると思うが、子供たちは学校の中で悪さをしている雰囲気が見えている。その辺についてのご見解を知りたい。

教育指導課長

昨年、委員がおっしゃった暴力行為等の件数についてもご報告させていただいたところである。校内には、一定程度、そうした暴力行為を働く子供がいることは事実であるが、全体の児童生徒から比べれば、本当にごく一部の生徒である。

それに対して、教員はどのように対応していけばいいかといったところで、やはりそういった子供たちを指導するに当たって、体罰という行為で指導はあってはならないと考えている。子供への指導が必要であっても、体罰をするということは、子供

にとって正常な倫理感を養うことができない、また、力による解決の思考を助長することになりかねない。こういったことを踏まえて、教員のほうは適切に粘り強く指導することが重要であると考えている。

坂口委員

先生方の本当に大人としての振る舞いを尊敬する。本当にいろいろなことを判断しておられると思う。

教育長

ほかにあるか。中田委員。

中田委員

令和3年度の実態把握ということで、時間はやはりこれぐらいかかるものなのか。恐らく令和3年12月から調査されているかと思うが、ここまで集計を出すのに時間がかかった理由を教えていただきたい。

教育指導課長

委員ご指摘のとおり、令和2年度の報告については、その翌年の8月末にご報告をさせていただいているところであり、令和3年度の調査、集計結果については、この時期になった。この調査のシステムとしては、各学校で12月頃に報告をまとめ、区市町村の教育委員会に上げる。報告を受けた教育委員会は、その後、東京都のほうに上げていく。東京都教育委員会では、上げられた事案に対して、一つ一つ精査をし、これは体罰に、これは不適切な指導に当たるという判断をして、最終的に東京都から区市町村に返される。今年は、先月1月に東京都から報告が返ってきた。精査する作業にかなり時間がかかったと報告を受けている。そういった事情で今年はこのような時期になった次第である。

教育長

よろしいか。  
ほかはないか。仲山委員。

仲山委員

調査方法に関してだが、質問紙調査は無記名か。

教育指導課長

無記名で書くことも可能だが、基本的には、体罰の詳細について聞き取ることを考えると、記名で出してもらったほうが詳細、事実関係が把握できる。ただ、それは必ずしも強制するものではないということである。

仲山委員

やっぱり聞き取り調査しないと、その後の対応に生かせないとは思いますが、ただ、記名になってしまうと、どうしても遠慮してしまう子供たちもいると思う。本当に自分にあつたことを伝えたいというのなら、無記名で、なおかつ、ボックスに入れるとか、本当に誰が書いたのか分からないほうがいいと思うが、どうか。

教育指導課長

委員ご指摘のとおり、令和3年度のこの調査のときには、各学級で書かせて、二つ折りにした質問紙を担当が集めて、管理職等が見ていく流れを取っていたが、その後、調査方法を改善した。現在は、家で書いてもいいとか、または提出するときに封筒に入れる、もしくはのりづけをするというシステムを取っている。また、質問紙の中身を見るのは、管理職もしくは管理職が指定した教職員が内容を見るという形を取っていて、安心して子供たちも書きやすい流れに変更、改善しているところではある。

仲山委員

質問紙の中に、既にどういう状況だったかを書けるような、そういうことにもなっているか。

教育指導課長

質問紙には3つの設問があつて、1つ目は、あなたは学校で先生やそのほかの人から注意をされたときに、たたかれる、蹴られるなどの痛いことをされたことがあるか。2つ目が、学校で先生やそのほかの人から注意をされたときに、繰り返し傷つく言葉を言われたり、机を蹴られるなどの怖いことをされたことがあるか。3つ目が、あなたは学校で友達がそういった行為をされているのを見たことがあるか、といったような質問になる。これは、ある、ないというだけの丸つけでも済むし、詳しく書くことも可能である。

教育長

よろしいか。  
岡田委員。

岡田委員

体罰のことは今のご説明でよく分かった。教員の体罰等の実態把握ということで、教員の子供に対するあるまじき行為というのが、体罰だけではなくて、ほかにも幾つか考えられるわけだが、体罰以外のものについても、この調査の中で書くということができるのか。

教育指導課長

今回の12月に行う体罰調査については、体罰に比較的特化した内容になっている。ただ、年に3回、ふれあい月間というものを学校で設定して、学校や家庭の中で何か困ったことはないかといったアンケート調査を3回することになるので、その

中で広く子供たちから聞き取ることはできるようになっている。

教育長

ほかにはないか。  
報告の④番は終了とする。

⑤ 令和5年度図書館特別館内整理期間について

教育長

では、次に報告の⑤番をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

ご質問等はないか。よろしいか。  
それでは、報告の⑤番を終わる。

⑥ 子育て支援サービスの充実について

教育長

⑥番の報告をお願いします。

子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。  
坂口委員。

坂口委員

名前は分からないが、私がいつも通っている区立保育園の園庭の外側に、何時から何時まで、乳幼児対象で遊べますというふうに、保育園の園庭を近隣の乳幼児の家族に開放しているポスターが貼ってあるので、これはすごくいいなと思った。例えば、孫を預かって、どこへ遊びに行こうかとなったとき、安全な保育園の庭の中で遊ばせていただける。このシステムはいつからどうやって始まったのか、どこが担当なのか教えてほしい。

保育課長

私のところの担当である。今お話があったが、園庭開放という事業である。例えば、



これから保育園に預けたりする際とかも含めて、地域のお子さんたちが保育のプレ遊び含め、園庭を使ってくださいといった取組を行っている。それに加えて、様々な子育て相談をお受けしたり、あとは、ふれあい給食、なかなかコロナ禍で難しい部分もあったが、地域の町会・自治会の方に来ていただいたりとか、パパが子供を連れて来て一緒にご飯を食べたりといった保育園を地域の身近な拠点としてご利用いただく事業を進めている。こういった取組というのはかなり前から保育園で行っている。

坂口委員

かなり前からというのは知らなかった。これから子育て支援のアプリができるのであるので、こんな情報も入れていただきたいと思う。

こども施策企画課長

(仮称)ねりま子育て支援アプリについては、今委員からおっしゃっていただいたように、子育てに関する様々な情報とか、行事、イベントについて、こちらのほうを登載して、各アプリを利用されている子育ての保護者の方々に届く形でお知らせをしていきたいと考えている。引き続きまたご意見をいただければ、そういったものを踏まえて構築をしていきたいと考えている。

教育長

中田委員、どうぞ。

中田委員

先ほど坂口委員がおっしゃっていた園庭開放は、私は15年ぐらい前に利用したことがある。保育園の子供も声をかけてきてくれたりするの、すごく楽しかった記憶がある。

この子育てアプリだが、今の若い世代のお母様たちは使うのが上手かと思うが、年齢が少し上のママたちや、これを使うのが難しい方たちは、電話とかで申し込むとか、ほかの方法はあるのか。先着順になったときに、やっぱり使える方が優先になると思う。

こども施策企画課長

(仮称)ねりま子育て支援アプリを使って申込みができるようにということも考えているが、事業によっては電話を使ったり、窓口に来ていただいたり、いろいろな方法があると考えている。実際、申込みについては先着順というものもあれば、抽せん制といったこともある。もし利用がうまくできない方がいらっしゃるもので人気が高いものがあれば、抽せん制を使ったりといった形で、なるべく公平に利用できる形も考えている。

教育長

ほかにあるか。仲山委員。

仲山委員

今話題になっていた園庭開放だが、いい取組だと思った。これは区立の幼稚園だけでしかやられてないのか。

保育課長

先ほど申し上げたのは、区立保育園での取組ということである。ただ、私立の保育園においても、園児の獲得も含めて、地域と様々な交流を行っているので、園庭開放という事業ではやっていない園もあるが、地域の子育て世代の支援というのは行っているところである。

教育長

よろしいか。岡田委員。

岡田委員

この説明を聞いて、サービスがどんどん充実していくなと思った。練馬区の小さな子供たちが保護者の方と一緒に、どんどん健やかに育っていく可能性を感じるわけだが、このアプリの中で、例えば保護者の方が、こういうふうにしてほしいとか、そういう要望などを聞く設定はあるのか。

こども施策企画課長

(仮称)ねりま子育て支援アプリにおいては、今、アンケート機能を実装することも想定をしている。どういったお考えがあるかとか、そういったこともアンケート機能を使って、また、相談についても、このアプリを使ってできることも考えているので、何かご意見などもそういったところからいただければと考えている。

教育長

ほかにないか。  
それでは、報告の⑥番を終了する。

⑦ その他

教育長

ご用意した案件は以上であるが、そのほかに事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。現在のところ特段ない。

教育長

以上をもって、第4回教育委員会定例会を閉会する。